

53	福祉保健局	生活安定に向けた低所得者・離職者への支援
事業概要	<p>一定所得以下の方の生活相談等を行う窓口を整備し、来所する方の様々な生活相談に応じ、就業支援窓口やその他関係施策の紹介を行うなど、きめ細やかな支援を行うことにより、生活の安定の確保を図ることを目的とした事業である。</p> <p>1 生活安定応援事業</p> <p>(1) 生活安定応援事業 都内全区市町村に相談窓口を設置し、相談員を配置する。</p> <p>(2) 相談員の業務 対象者要件の確認、事業全体の説明、各種就職に向けた訓練・講座の紹介（就職チャレンジ支援事業（産業労働局）、職業訓練・就職のための講座等）関係施策の紹介等を行う。</p> <p>2 生活サポート特別貸付事業（講座により個別の貸付条件有）</p> <p>(1) 生活資金無利子貸付金 各種就職に向けた訓練・講座の受講期間中の生活資金を、60万円を限度に無利子で貸し付ける。</p> <p>(2) 就職等一時金無利子貸付金 各種就職に向けた訓練・講座を修了し、就職が内定した者に対し、転居資金、就職支度資金、技能習得資金を50万円を限度に無利子で貸し付ける。</p> <p>3 チャレンジ支援貸付事業 中学3年生、高校3年生を養育する低所得世帯を対象に、学習塾代や受験料等を無利子で貸し付ける。</p> <p>(1) 学習塾等受講料貸付金 貸付限度額 中学3年生、高校3年生 20万円</p> <p>(2) 大学等受験料貸付金 貸付限度額 中学3年生 5万4千円（1校当たり上限2万3千円、4校分まで） 高校3年生 10万5千円（1校当たり上限3万5千円、3校分まで）</p> <p>4 住居喪失不安定就労者サポート事業 インターネットカフェや漫画喫茶で寝泊りしながら不安定な雇用形態で就業する住居喪失不安定就労者に対して、生活、居住、就労の各相談支援及び資金貸付を行い、生活の安定を図る。</p> <p>(1) 住宅資金 貸付限度額 40万円 (2) 生活資金 貸付限度額 20万円</p> <p>5 介護人材育成支援事業 介護職場への就職を目指す離職者、低所得者を対象として、ヘルパー2級資格取得支援や就労支援を行い、安定した生活の確保と介護人材の育成確保を図る。</p> <p>(1) 離職者支援コース：資格取得支援、住宅支援、就労支援 (2) 資格取得コース（低所得者向け）：資格取得支援、奨励金支給、就労支援 (3) 採用助成金制度：対象者を介護職として6か月継続雇用で60万円支給</p>	
これまでの経過	<p>生活安定化総合対策事業（緊急総合対策3か年事業）として、平成20年度から実施</p> <p>生活安定応援窓口開設状況 平成20年10月に全区市町村で開設</p>	

現在の進行状況	<p>利用状況（平成 23 年 3 月 31 日現在 累計実績）</p> <p>(1) 生活サポート特別貸付 貸付件数 2,274 件</p> <p>(2) チャレンジ支援貸付 貸付件数 12,082 件</p> <p>(3) 住居喪失不安定就労者サポート事業 相談件数 13,037 件 事業登録者 2,331 人 資金貸付決定件数 399 件</p> <p>(4) 介護人材育成支援事業 離職者支援コース 資格取得者 473 人 就職率 79.7% 資格取得コース 資格取得者 2,518 人 就職率 52.4%</p>		
今後の見通し	<p>生活安定化総合対策事業は、当初の予定どおり、平成 22 年度をもって終了する。</p> <p>低所得者・離職者の就労・居住の確保、生活の安定に向けて、国の第二のセーフティネットの活用や都独自の区市町村支援等を行うことで、国・区市町村等と連携して効果的な施策を展開していく。</p>		
問い合わせ先	福祉保健局 生活福祉部 生活支援課	電話	03-5320-4072